



発行 新潟県

第24号

平成27年3月27日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 419 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定 (環境対策課)
- 420 重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域の指定 (港湾整備課)
- 421 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
- 422 農用地利用配分計画の認可 (地域農政推進課)
- 423 土地改良区役員の就任届 (農地計画課)
- 424 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農地計画課)
- 425 換地処分 (農地整備課)
- 426 公共測量の実施通知 (監理課)
- 427 公共測量の実施通知 (監理課)
- 428 公共測量の終了通知 (監理課)
- 429 公共測量の終了通知 (監理課)
- 430 公共測量の終了通知 (監理課)
- 431 公共測量の終了通知 (監理課)
- 432 公共測量の終了通知 (監理課)
- 433 公共測量の終了通知 (監理課)
- 434 公共測量の終了通知 (監理課)
- 435 公共測量の終了通知 (監理課)
- 436 道路の区域変更 (道路管理課)
- 437 道路の供用開始 (道路管理課)
- 438 道路の区域変更 (道路管理課)
- 439 道路の供用開始 (道路管理課)
- 440 道路の区域変更 (道路管理課)
- 441 道路の供用開始 (道路管理課)
- 442 道路の区域変更 (道路管理課)
- 443 道路の供用開始 (道路管理課)
- 444 道路の区域変更 (道路管理課)
- 445 道路の供用開始 (道路管理課)
- 446 道路の区域変更 (道路管理課)
- 447 道路の供用開始 (道路管理課)
- 448 道路の区域変更 (道路管理課)
- 449 道路の供用開始 (道路管理課)
- 450 道路の区域変更 (道路管理課)
- 451 道路の供用開始 (道路管理課)
- 452 道路の区域変更 (道路管理課)
- 453 道路の供用開始 (道路管理課)
- 454 道路の区域変更 (道路管理課)
- 455 道路の供用開始 (道路管理課)
- 456 道路の区域変更 (道路管理課)
- 457 道路の供用開始 (道路管理課)

- 458 道路の区域変更 (道路管理課)
- 459 道路の供用開始 (道路管理課)
- 460 道路の区域変更 (道路管理課)
- 461 道路の区域変更 (道路管理課)
- 462 道路の供用開始 (道路管理課)
- 463 道路の区域変更 (道路管理課)
- 464 道路の供用開始 (道路管理課)
- 465 道路の区域変更 (道路管理課)
- 466 道路の供用開始 (道路管理課)
- 467 道路の区域変更 (道路管理課)
- 468 道路の供用開始 (道路管理課)
- 469 道路の区域変更 (道路管理課)
- 470 道路の供用開始 (道路管理課)
- 471 道路の区域変更 (道路管理課)
- 472 道路の供用開始 (道路管理課)
- 473 道路の区域変更 (道路管理課)
- 474 道路の供用開始 (道路管理課)
- 475 道路の区域変更 (道路管理課)
- 476 道路の供用開始 (道路管理課)
- 477 道路の区域変更 (道路管理課)
- 478 道路の供用開始 (道路管理課)
- 479 道路の区域変更 (道路管理課)
- 480 道路の供用開始 (道路管理課)
- 481 道路の区域変更 (道路管理課)
- 482 道路の供用開始 (道路管理課)
- 483 道路の区域変更 (道路管理課)
- 484 道路の供用開始 (道路管理課)
- 485 道路の区域変更 (道路管理課)
- 486 道路の供用開始 (道路管理課)
- 487 道路の区域変更 (道路管理課)
- 488 道路の供用開始 (道路管理課)
- 489 道路の区域変更 (道路管理課)
- 490 道路の供用開始 (道路管理課)
- 491 道路の区域変更 (道路管理課)
- 492 道路の供用開始 (道路管理課)
- 493 道路の区域変更 (道路管理課)
- 494 道路の供用開始 (道路管理課)
- 495 道路の区域変更 (道路管理課)
- 496 道路の供用開始 (道路管理課)
- 497 道路の区域変更 (道路管理課)
- 498 道路の供用開始 (道路管理課)
- 499 道路の区域変更 (道路管理課)
- 500 道路の供用開始 (道路管理課)
- 501 道路の区域変更 (道路管理課)
- 502 道路の供用開始 (道路管理課)
- 503 道路の区域変更 (道路管理課)
- 504 道路の供用開始 (道路管理課)
- 505 道路の区域変更 (道路管理課)
- 506 道路の供用開始 (道路管理課)
- 507 道路の区域変更 (道路管理課)
- 508 道路の供用開始 (道路管理課)

- 509 道路の区域変更 (道路管理課)
- 510 道路の供用開始 (道路管理課)
- 511 道路の区域変更 (道路管理課)
- 512 道路の供用開始 (道路管理課)
- 513 道路の区域変更 (道路管理課)
- 514 道路の供用開始 (道路管理課)
- 515 道路の区域変更 (道路管理課)
- 516 道路の供用開始 (道路管理課)
- 517 道路の区域変更 (道路管理課)
- 518 道路の供用開始 (道路管理課)
- 519 道路の区域変更 (道路管理課)
- 520 道路の供用開始 (道路管理課)
- 521 道路の区域変更 (道路管理課)
- 522 道路の供用開始 (道路管理課)
- 523 道路の区域変更 (道路管理課)
- 524 道路の供用開始 (道路管理課)
- 525 道路の区域変更 (道路管理課)
- 526 道路の供用開始 (道路管理課)
- 527 道路の区域変更 (道路管理課)
- 528 道路の供用開始 (道路管理課)
- 529 道路の区域変更 (道路管理課)
- 530 道路の供用開始 (道路管理課)
- 531 道路の供用開始 (道路管理課)
- 532 土砂災害警戒区域の解除 (砂防課)
- 533 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)
- 534 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)
- 535 建築基準法による公開の意見聴取 (建築住宅課)
- 536 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)

## 公 告

- 一般競争入札の実施 (情報政策課)
- 一般競争入札の実施 (情報政策課)
- 特定調達契約の落札者等 (医務薬事課)

## 選挙管理委員会告示

- 15 新潟県議会議員一般選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定 (選挙管理委員会)

## 教育委員会訓令

- 1 新潟県立学校職員服務規程の一部改正 (教育庁総務課)
- 2 新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正 (教育庁総務課)

## 新潟海区漁業調整委員会指示

- 1 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制 (新潟海区漁業調整委員会)
- 2 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制 (新潟海区漁業調整委員会)
- 3 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制 (新潟海区漁業調整委員会)
- 4 まき餌釣りの制限 (新潟海区漁業調整委員会)
- 5 底建網漁業の制限 (新潟海区漁業調整委員会)
- 6 さざえ採捕の設高制限 (新潟海区漁業調整委員会)
- 7 遊漁船の届出 (新潟海区漁業調整委員会)

## 佐渡海区漁業調整委員会指示

- 1 まき餌釣りの制限 (佐渡海区漁業調整委員会)
- 2 底建網漁業の制限 (佐渡海区漁業調整委員会)
- 3 小規模増殖場における採捕禁止 (佐渡海区漁業調整委員会)

- 4 大規模増殖場における採捕禁止（佐渡海区漁業調整委員会）
- 5 さざえ採捕の殻高制限（佐渡海区漁業調整委員会）
- 6 遊漁船の届出（佐渡海区漁業調整委員会）

## 正 誤

平成27年2月27日付け県報第16号本文中（病院局総務課）

## 告 示

## ◎新潟県告示第419号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域をを次のとおり指定する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
五泉市木越字鏡田1350番の一部及び1359番1の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物

## ◎新潟県告示第420号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定により小木港における重要国際埠頭施設の水域において設定する制限区域を、次のとおり指定した。

平成27年3月27日

小木港港湾管理者 新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定年月日  
平成27年3月27日
- 2 指定する区域  
小木港北埠頭2号岸壁から前面泊地に向かって60メートルの範囲の水域

## ◎新潟県告示第421号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 氏 名   | 担当する<br>医療の種類 | 従事する病院又は<br>診療所の名称 | 所在地           | 指定<br>年月日 | 告示事項            |
|-------|---------------|--------------------|---------------|-----------|-----------------|
| 芳賀 敬介 | 内科            | 介護老人保健施設<br>関川愛広苑  | 関川村大字湯沢728-7  | H27.3.1   | 第15条第1項の医師に指定した |
| 佐藤 一宜 | 内科            | 荒川中央クリニック          | 村上市藤沢前坪7-19   | 〃         | 〃               |
| 牧野 仁  | 小児科           | 新潟県立吉田病院           | 燕市吉田大保町32-14  | 〃         | 〃               |
| 大西 優  | 整形外科          | 山北徳州会病院            | 村上市勝木1340-1   | 〃         | 〃               |
| 古澤 英明 | 神経内科          | 古澤医院               | 上越市安江1-2-33   | 〃         | 〃               |
| 笠倉 尚人 | 内科            | 見附市立病院             | 見附市学校町2-13-50 | 〃         | 〃               |

## ◎新潟県告示第422号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 農用地利用配分計画の概要

| 市町村 | 賃借権の設定等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地             |
|-----|--------------|---------------------------|
| 関川村 | 3者           | 大字高田1933番2ほか4筆 0.7ha      |
| 聖籠町 | 1者           | 大字二本松字苔沼64番1ほか7筆 0.7ha    |
| 弥彦村 | 1者           | 大字山岸字稲場871番 0.1ha         |
| 上越市 | 9者           | 大字小谷島字蕨岡2188番ほか87筆 11.7ha |
| 合計  | 14者          | 102筆 13.2ha               |

## 2 認可年月日

平成27年3月26日

## ◎新潟県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五泉市の早出川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成27年3月27日

新潟県新潟地域振興局長

## 1 就 任

理事 五泉市荻曾根丙193番地 関谷 進一

就任年月日 平成27年3月11日

## ◎新潟県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営栃尾地区農業用道路整備（基幹農道整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成27年3月30日から平成27年4月24日まで

## 3 縦覧に供する場所

長岡市役所

## 4 その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

## ◎新潟県告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新発田市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業坂井川右岸地区に係る換地処分をした。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## ◎新潟県告示第426号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人鉄道建

設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部北陸新幹線建設局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影 デジタル）
- 2 作業期間 平成27年3月3日から平成27年10月3日まで
- 3 作業地域 上越市、糸魚川市、妙高市

---

#### ◎新潟県告示第427号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部北陸新幹線第二建設局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 平成27年3月16日から平成27年9月3日まで
- 3 作業地域 糸魚川市

---

#### ◎新潟県告示第428号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新潟地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 河間三ツ門地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成26年8月18日から平成27年3月7日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区河間 地内

---

#### ◎新潟県告示第429号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新潟地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 羽黒地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成26年9月4日から平成27年3月7日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区羽黒 地内

---

#### ◎新潟県告示第430号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（上越地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）三和南部地区「2次」確定測量）
- 2 作業期間 平成26年8月11日から平成27年3月5日まで
- 3 作業地域 上越市三和区田 ほか 地内

---

#### ◎新潟県告示第431号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（上越地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）津有南部第1地区 確定測量）

- 2 作業期間 平成26年8月11日から平成27年3月5日まで
- 3 作業地域 上越市大字茨沢 ほか 地内

◎新潟県告示第432号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（上越地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）津有南部第2地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成26年8月11日から平成27年3月5日まで
- 3 作業地域 上越市大字稲 ほか 地内

◎新潟県告示第433号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 信濃川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（信濃川管内空中写真測量）
- 2 作業期間 平成26年9月24日から平成27年3月13日まで
- 3 作業地域 信濃川流域（長岡市、燕市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、津南町）

◎新潟県告示第434号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（農地災害関連区画整備事業 外谷地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成26年6月10日から平成27年3月12日まで
- 3 作業地域 南魚沼市 吉里 地内

◎新潟県告示第435号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（農地災害関連区画整備事業 思川地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年10月30日から平成27年3月12日まで
- 3 作業地域 南魚沼市思川 地内

◎新潟県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 室谷津川線
- 3 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|------|-------|----|
|   |   |      |       |    |

|                            |   |              |           |
|----------------------------|---|--------------|-----------|
| 東蒲原郡阿賀町神谷甲字上林甲 1481 番 1 から | 新 | 5.8～39.6メートル | 496.9メートル |
| 同郡同町神谷甲字岩谷甲624番乙まで         | 旧 | 4.6～15.4メートル | 506.8メートル |

◎新潟県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 室谷津川線
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町神谷甲字上林甲 1481 番 1 から同郡同町神谷甲字岩谷甲 624 番乙まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

◎新潟県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二枚田狐窪線
- 3 道路の区域

| 区 間                       | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長       |
|---------------------------|------|--------------|-----------|
| 東蒲原郡阿賀町豊実字道木方乙 490 番 1 から | 新    | 7.8～34.8メートル | 364.4メートル |
| 同郡同町豊実字澤入乙619番2まで         | 旧    | 3.2～28.6メートル | 371.0メートル |

◎新潟県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 二枚田狐窪線
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町豊実字道木方乙490番1から同郡同町豊実字澤入乙619番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

◎新潟県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 402号
- 3 道路の区域

| 区 間                          | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延 長      |
|------------------------------|------|---------------|----------|
| 三島郡出雲崎町大字久田字ハマヒラ 1055 番 3 から | 新    | 22.2～25.0メートル | 54.8メートル |
| 同郡同町大字久田ハマヒラ 1059 番 4 まで     | 旧    | 22.2～23.2メートル | 54.8メートル |

## ◎新潟県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 402号
- 2 供用開始の区間  
三島郡出雲崎町大字久田字ハマヒラ1055番3から同郡同町大字久田ハマヒラ1059番4まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡寺泊線
- 3 道路の区域

| 区 間                  | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延 長       |
|----------------------|------|---------------|-----------|
| 長岡市与板町与板字江東乙2498番5から | 新    | 10.4～30.0メートル | 393.5メートル |
| 同市与板町与板字江東乙2488番1まで  | 旧    | 7.4～18.4メートル  | 395.6メートル |

## ◎新潟県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 長岡寺泊線
- 2 供用開始の区間  
長岡市与板町与板字江東乙2498番5から同市与板町与板字江東乙2488番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

◎新潟県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栃尾山古志線
- 3 道路の区域

| 区 間               | 新旧の別 | 敷地の幅員       | 延長       |
|-------------------|------|-------------|----------|
| 長岡市半蔵金字村中2306番1から | 新    | 8.4～9.2メートル | 43.4メートル |
| 同市半蔵金字村中2309番1まで  | 旧    | 8.4～8.8メートル | 43.4メートル |

◎新潟県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 栃尾山古志線
- 2 供用開始の区間  
長岡市半蔵金字村中2306番1から同市半蔵金字村中2309番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

◎新潟県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田代小国線
- 3 道路の区域

| 区 間                | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延長        |
|--------------------|------|---------------|-----------|
| 長岡市大積千本町字鶴巻609番2から | 新    | 16.0～32.0メートル | 110.0メートル |
| 同市大積千本町字鶴巻609番1まで  | 旧    | 10.0～32.0メートル | 110.0メートル |

◎新潟県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 田代小国線
- 2 供用開始の区間  
長岡市大積千本町字鶴巻609番2から同市大積千本町字鶴巻609番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 与板北野線
- 3 道路の区域

| 区 間                   | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延 長       |
|-----------------------|------|---------------|-----------|
| 長岡市与板町本与板字塩ノ入2380番1から | 新    | 10.4～14.0メートル | 172.7メートル |
| 同市与板町本与板字塩ノ入2469番1まで  | 旧    | 9.0～14.0メートル  | 172.7メートル |

## ◎新潟県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 与板北野線
- 2 供用開始の区間  
長岡市与板町本与板字塩ノ入2380番1から同市与板町本与板字塩ノ入2469番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大沢小国小千谷線
- 3 道路の区域

| 区 間                    | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長       |
|------------------------|------|--------------|-----------|
| 長岡市小国町山野田字バクタイ1415番8から | 新    | 9.4～86.2メートル | 755.9メートル |
| 同市小国町原字小田甲1726番15まで    | 旧    | 4.4～44.4メートル | 772.2メートル |

◎新潟県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大沢小国小千谷線
- 2 供用開始の区間  
長岡市小国町山野田字バクタイ 1415 番 8 から同市小国町原字小田甲 1726 番 15 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

◎新潟県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大口与板線
- 3 道路の区域

| 区 間                   | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員    | 延 長       |
|-----------------------|------|--------------|-----------|
| 長岡市与板町本与板字表通 3565 番から | 新    | 6.8～28.5メートル | 158.7メートル |
| 同市与板町本与板字表通3555番まで    | 旧    | 6.6～18.0メートル | 158.5メートル |

備考 路線の重用

一部区間一般国道403号と重用

◎新潟県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大口与板線
- 2 供用開始の区間  
長岡市与板町本与板字表通3565番から同市与板町本与板字表通3555番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

◎新潟県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課、新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩沢中条線
- 3 道路の区域

| 区 間                      | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員    | 延 長         |
|--------------------------|------|--------------|-------------|
| 小千谷市大字岩沢字池ノ下 6667 番 2 から | 新    | 3.5～35.7メートル | 1,162.1メートル |
| 十日町市東下組字山中3498番4まで       | 旧    | 2.5～18.0メートル | 1,101.1メートル |

## ◎新潟県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課、新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 岩沢中条線
- 2 供用開始の区間  
小千谷市大字岩沢字池ノ下6667番2から十日町市東下組字山中3498番4まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

| 区 間                | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員    | 延 長      |
|--------------------|------|--------------|----------|
| 魚沼市宇津野字北ノ又澤852番7から | 新    | 4.6～30.0メートル | 80.5メートル |
| 同市宇津野字北ノ又澤852番7まで  | 旧    | 4.6～17.6メートル | 91.9メートル |

## ◎新潟県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間  
魚沼市宇津野字北ノ又澤852番7から同市宇津野字北ノ又澤852番7まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

| 区 間                               | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長       |
|-----------------------------------|------|--------------|-----------|
| 十日町市下条三丁目324番から<br>同市下条三丁目449番1まで | 新    | 9.2~24.0メートル | 537.4メートル |
|                                   | 旧    | 6.6~24.0メートル | 537.4メートル |

◎新潟県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間  
十日町市下条三丁目324番から同市下条三丁目449番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3月27日

◎新潟県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

| 区 間                              | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延 長      |
|----------------------------------|------|---------------|----------|
| 十日町市中条己2984番1から<br>同市中条己2920番1まで | 新    | 13.5~18.5メートル | 10.6メートル |
|                                  | 旧    | 16.0~18.5メートル | 10.6メートル |

◎新潟県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-----|------|-------|-----|
|-----|------|-------|-----|

|                     |   |              |           |
|---------------------|---|--------------|-----------|
| 十日町市松之山橋詰字宮下258番1から | 新 | 8.2～42.0メートル | 207.4メートル |
| 同市松之山橋詰字宮下191番1まで   | 旧 | 6.6～37.4メートル | 207.1メートル |

## ◎新潟県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間  
十日町市松之山橋詰字宮下258番1から同市松之山橋詰字宮下191番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

| 区 間            | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長      |
|----------------|------|--------------|----------|
| 十日町市大倉丑51番17から | 新    | 5.7～10.0メートル | 28.2メートル |
| 同市大倉丑51番6まで    | 旧    | 5.7～10.0メートル | 28.2メートル |

## ◎新潟県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間  
十日町市大倉丑51番17から同市大倉丑51番6まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五十子平真田線
- 3 道路の区域

| 区 間                 | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延長       |
|---------------------|------|---------------|----------|
| 十日町市松之山橋詰字宮下258番1から | 新    | 15.8～47.0メートル | 19.0メートル |
| 同市松之山橋詰字宮下258番1まで   | 旧    | 15.8～47.0メートル | 19.0メートル |

## ◎新潟県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 五十子平真田線
- 2 供用開始の区間  
十日町市松之山橋詰字宮下258番1から同市松之山橋詰字宮下258番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩沢中条線
- 3 道路の区域

| 区 間                | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延長        |
|--------------------|------|---------------|-----------|
| 十日町市東下組字ニ子3890番1から | 新    | 16.0～75.2メートル | 278.8メートル |
| 同市東下組字北沢1531番5まで   | 旧    | 9.4～49.3メートル  | 278.8メートル |

## ◎新潟県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 岩沢中条線
- 2 供用開始の区間  
十日町市東下組字ニ子3890番1から同市東下組字北沢1531番5まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷大和線
- 3 道路の区域

| 区 間             | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長       |
|-----------------|------|--------------|-----------|
| 南魚沼市市野江丙861番1から | 新    | 7.8～68.0メートル | 149.6メートル |
| 同市市野江丙62番3まで    | 旧    | 5.8～12.4メートル | 149.6メートル |

## ◎新潟県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小千谷大和線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市市野江丙861番1から同市市野江丙62番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

| 区 間                | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長      |
|--------------------|------|--------------|----------|
| 南魚沼市欠之上字下道下393番1から | 新    | 7.5～24.0メートル | 39.2メートル |
| 同市欠之上字下道下329番4まで   | 旧    | 7.5～21.6メートル | 39.2メートル |

## ◎新潟県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町六日町線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市欠之上字下道下393番1から同市欠之上字下道下329番4まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余川塩沢停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間               | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長       |
|-------------------|------|--------------|-----------|
| 南魚沼市吉里字一ノ坂1629番から | 新    | 5.4～20.5メートル | 245.3メートル |
| 同市吉里字一ノ坂1635番2まで  | 旧    | 4.2～12.0メートル | 252.3メートル |

## ◎新潟県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 余川塩沢停車場線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市吉里字一ノ坂1629番から同市吉里字一ノ坂1635番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余川塩沢停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間               | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長       |
|-------------------|------|--------------|-----------|
| 南魚沼市吉里字猫岩1687番1から | 新    | 5.4～53.0メートル | 212.1メートル |

|   |   |              |           |
|---|---|--------------|-----------|
| 同市吉里字一ノ坂猫岩廿日石ガキ山大樽上岩<br>中岩下岩六月雪大沢2991番1まで | 旧 | 4.9～19.0メートル | 211.1メートル |
|---|---|--------------|-----------|

## ◎新潟県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 県道 余川塩沢停車場線

2 供用開始の区間

南魚沼市吉里字猫岩1687番1から同市吉里字一ノ坂猫岩廿日石ガキ山大樽上岩中岩下岩六月雪大沢2991番1まで

3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 町屋越後堀之内停車場線

3 道路の区域

| 区 間             | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長       |
|-----------------|------|--------------|-----------|
| 南魚沼市五箇 3995 番から | 新    | 8.8～21.4メートル | 157.9メートル |
| 同市五箇4767番まで     | 旧    | 5.5～14.2メートル | 167.6メートル |

備考 路線の重用

一部区間県道五箇小出線と重用

## ◎新潟県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 路線名 県道 町屋越後堀之内停車場線

2 供用開始の区間

南魚沼市五箇3995番から同市五箇4767番まで

3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦佐小出線
- 3 道路の区域

| 区 間                                       | 新旧の別 | 敷地の幅員       | 延長        |
|---|------|-------------|-----------|
| 南魚沼市五箇 828 番 2 から<br>魚沼市岡新田字上島 191 番 2 まで | 新    | 2.5～6.6メートル | 185.9メートル |
|   | 旧    | 2.5～6.6メートル | 194.7メートル |

## ◎新潟県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 浦佐小出線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市五箇 828 番 2 から魚沼市岡新田字上島 191 番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土樽越後中里停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                          | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延長       |
|------------------------------|------|---------------|----------|
| 南魚沼郡湯沢町大字土樽字古屋敷 4504 番 75 から | 新    | 12.0～12.2メートル | 41.3メートル |
| 同郡同町大字土樽字古屋敷 4504 番 75 まで    | 旧    | 12.0～12.2メートル | 41.3メートル |

## ◎新潟県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 土樽越後中里停車場線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼郡湯沢町大字土樽字古屋敷 4504 番 75 から同郡同町大字土樽字古屋敷 4504 番 75 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田高柳線
- 3 道路の区域

| 区 間                | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延長        |
|--------------------|------|--------------|-----------|
| 柏崎市大字野田字沢田5555番1から | 新    | 5.7～14.0メートル | 687.6メートル |
| 同市大字野田字池ノ平4806番まで  | 旧    | 3.4～11.0メートル | 689.6メートル |

## ◎新潟県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 野田高柳線
- 2 供用開始の区間  
柏崎市大字野田字沢田5555番1から同市大字野田字池ノ平4806番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

| 区 間                    | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延長        |
|------------------------|------|---------------|-----------|
| 上越市大字上名柄字龍角 378 番 5 から | 新    | 11.6～34.6メートル | 139.3メートル |
| 同市大字上名柄字熊之方773番1まで     | 旧    | 6.5～37.2メートル  | 140.0メートル |

備考 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号

3 道路の区域

| 区 間  | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員     | 延 長       |
|--|------|---------------|-----------|
| 上越市大字上名柄字熊之方 773 番 1 から<br>同市大字上名柄字龍角378番 5 まで | 新    | 11.6~34.6メートル | 139.3メートル |
|  | 旧    | 6.5~37.2メートル  | 140.0メートル |

備考 路線の重用

全区間一般国道253号と重用

◎新潟県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 路 線 名 一般国道 253号

2 供用開始の区間

上越市大字上名柄字龍角378番 5 から同市大字上名柄字熊之方773番 1 まで

3 供用開始の期日 平成27年 3月27日

◎新潟県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 253号

3 道路の区域

| 区 間   | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員          | 延 長         |
|---|------|--------------------|-------------|
| 上越市浦川原区山印内字家ノ下 426 番 1 から<br>同市浦川原区虫川字フケ286番 1 まで | 新    | (A) 9.2~56.4メートル   | 4,846.7メートル |
| 上越市浦川原区山印内字家ノ下 426 番 1 から<br>同市安塚区松崎字仲沖2731番 1 まで |      | (B) 12.0~459.0メートル | 5,320.0メートル |
| 上越市浦川原区山印内字家ノ下 426 番 1 から<br>同市浦川原区虫川字フケ286番 1 まで | 旧    | (A) 7.4~56.4メートル   | 4,846.3メートル |
| 上越市浦川原区山印内字家ノ下 426 番 1 から<br>同市安塚区松崎字仲沖2731番 1 まで |      | (B) 12.0~459.0メートル | 5,320.0メートル |

備考 路線の重用

全区間一般国道404号及び一部区間県道柿崎牧線と重用

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 404号

## 3 道路の区域

| 区 間   | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員          | 延 長         |
|---|------|--------------------|-------------|
| 上越市浦川原区虫川字フケ 286 番 1 から<br>同市浦川原区山印内字家ノ下426番 1 まで | 新    | (A) 9.2～56.4メートル   | 4,846.7メートル |
| 上越市安塚区松崎字仲沖 2731 番 1 から<br>同市浦川原区山印内字家ノ下426番 1 まで |      | (B) 12.0～459.0メートル | 5,320.0メートル |
| 上越市浦川原区虫川字フケ 286 番 1 から<br>同市浦川原区山印内字家ノ下426番 1 まで | 旧    | (A) 7.4～56.4メートル   | 4,846.3メートル |
| 上越市安塚区松崎字仲沖 2731 番 1 から<br>同市浦川原区山印内字家ノ下426番 1 まで |      | (B) 12.0～459.0メートル | 5,320.0メートル |

備考 路線の重用

全区間一般国道253号及び一部区間県道柿崎牧線と重用

## ◎新潟県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 供用開始の区間  
上越市浦川原区顕聖寺字下池田60番5から同市浦川原区顕聖寺字下池田65番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 292号
- 3 道路の区域

| 区 間   | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員   | 延 長      |
|---|------|-------------|----------|
| 妙高市大字長沢原字八十苺 127 番 1 から<br>同市大字長沢原字八十苺127番 1 まで | 新    | 6.6～8.6メートル | 46.6メートル |
|   | 旧    | 6.6～7.8メートル | 46.6メートル |

## ◎新潟県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 292号
- 2 供用開始の区間  
妙高市大字長沢原字八十蒔127番1から同市大字長沢原字八十蒔127番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 292号
- 3 道路の区域

| 区 間                 | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長      |
|---------------------|------|--------------|----------|
| 妙高市大字長沢原字三ノ瀬147番1から | 新    | 6.8～15.0メートル | 49.5メートル |
| 同市大字長沢原字三ノ瀬147番1まで  | 旧    | 5.3～15.0メートル | 49.7メートル |

## ◎新潟県告示第492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 292号
- 2 供用開始の区間  
妙高市大字長沢原字三ノ瀬147番1から同市大字長沢原字三ノ瀬147番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 292号
- 3 道路の区域

| 区 間             | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延 長      |
|-----------------|------|---------------|----------|
| 妙高市栗原二丁目227番2から | 新    | 11.6～15.0メートル | 30.7メートル |
| 同市栗原三丁目425番1まで  | 旧    | 11.6～13.9メートル | 30.7メートル |

◎新潟県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 292号
- 2 供用開始の区間  
妙高市栗原二丁目 227 番 2 から同市栗原三丁目 425 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成 27 年 3 月 27 日

◎新潟県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

| 区 間                  | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延 長       |
|----------------------|------|---------------|-----------|
| 上越市大字茨沢字前田 84 番 1 から | 新    | 10.7～15.5メートル | 145.9メートル |
| 同市大字茨沢字前田82番まで       | 旧    | 10.7～15.4メートル | 145.9メートル |

備考 路線の重用  
 全区間県道本高津戸野目線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本高津戸野目線
- 3 道路の区域

| 区 間                  | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延 長       |
|----------------------|------|---------------|-----------|
| 上越市大字茨沢字前田 84 番 1 から | 新    | 10.7～15.5メートル | 145.9メートル |
| 同市大字茨沢字前田82番まで       | 旧    | 10.7～15.4メートル | 145.9メートル |

備考 路線の重用  
 全区間一般国道405号と重用

◎新潟県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路 線 名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間  
上越市大字茨沢字前田84番 1 から同市大字茨沢字前田82番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3 月27日

◎新潟県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から 2 週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 高田停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                      | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員     | 延 長       |
|--------------------------|------|---------------|-----------|
| 上越市西城町二丁目字中殿町通 43 番 1 から | 新    | 22.0～29.5メートル | 703.0メートル |
| 同市西城町一丁目字中々殿 7 番 1 まで    |      |               |           |
|                          | 旧    | 22.0～26.5メートル | 703.0メートル |

備考 路線の重用

一部区間県道上越脇野田新井線と重用

◎新潟県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から 2 週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 県道 高田停車場線
- 2 供用開始の区間  
上越市西城町二丁目字中殿町通43番 1 から同市西城町一丁目字中々殿 7 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 3 月27日

◎新潟県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から 2 週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上越頸城大潟線
- 3 道路の区域

| 区 間                       | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員    | 延 長      |
|---------------------------|------|--------------|----------|
| 上越市大字上名柄字内五数前町 703 番 1 から | 新    | 6.8～11.1メートル | 50.8メートル |
| 同市大字上名柄字熊之方433番 1 まで      |      |              |          |
|                           | 旧    | 6.3～12.7メートル | 51.2メートル |

◎新潟県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上越頸城大湯線
- 2 供用開始の区間  
上越市大字上名柄字内五数前町703番1から同市大字上名柄字熊之方433番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月27日

◎新潟県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大湯高柳線
- 3 道路の区域

| 区 間                   | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長       |
|-----------------------|------|--------------|-----------|
| 上越市吉川区梶字かうかう山1213番1から | 新    | 8.0～56.3メートル | 253.2メートル |
| 同市吉川区梶字かうかう山1231番1まで  | 旧    | 6.4～14.2メートル | 274.2メートル |

◎新潟県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大湯高柳線
- 2 供用開始の区間  
上越市吉川区梶字かうかう山1213番1から同市吉川区梶字かうかう山1231番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

◎新潟県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大湯高柳線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-----|------|-------|-----|
|-----|------|-------|-----|

|                         |   |              |           |
|-------------------------|---|--------------|-----------|
| 上越市吉川区下小沢字水尻 500 番 1 から | 新 | 6.4～12.0メートル | 228.7メートル |
| 同市吉川区下小沢字水尻985番まで       | 旧 | 5.5～8.0メートル  | 229.8メートル |

## ◎新潟県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大潟高柳線
- 2 供用開始の区間  
上越市吉川区下小沢字水尻500番1から同市吉川区下小沢字水尻985番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山斑尾新井線
- 3 道路の区域

| 区 間                    | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長       |
|------------------------|------|--------------|-----------|
| 妙高市大字土路字屋敷添 325 番 2 から | 新    | 4.0～14.9メートル | 220.0メートル |
| 同市大字土路字屋敷添162番1まで      | 旧    | 3.5～10.0メートル | 218.6メートル |

## ◎新潟県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 飯山斑尾新井線
- 2 供用開始の区間  
妙高市大字土路字屋敷添 325 番 2 から同市大字土路字屋敷添 162 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長坂潟町停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                     | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延 長         |
|-------------------------|------|---------------|-------------|
| 上越市頸城区玄僧字坪根下 887 番 3 から | 新    | 6.8～123.3メートル | 1,150.4メートル |
| 同市頸城区大蒲生田字沖ノ坪718番1まで    | 旧    | 5.7～48.2メートル  | 1,243.5メートル |

## ◎新潟県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 長坂潟町停車場線
- 2 供用開始の区間  
上越市頸城区玄僧字坪根下887番3から同市頸城区大蒲生田字沖ノ坪718番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土口谷浜停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                      | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長      |
|--------------------------|------|--------------|----------|
| 上越市大字西吉尾字堂ノ谷 1010 番 1 から | 新    | 7.5～11.3メートル | 43.2メートル |
| 同市大字西吉尾字堂ノ谷1014番1まで      | 旧    | 7.5～9.8メートル  | 43.2メートル |

## ◎新潟県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 土口谷浜停車場線
- 2 供用開始の区間  
上越市大字西吉尾字堂ノ谷 1010 番 1 から同市大字西吉尾字堂ノ谷 1014 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

◎新潟県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土口谷浜停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                     | 新旧の別 | 敷地の幅員       | 延 長      |
|-------------------------|------|-------------|----------|
| 上越市大字西横山字前川原 269 番 1 から | 新    | 4.8～8.4メートル | 38.2メートル |
| 同市大字西横山字前川原259番2まで      | 旧    | 4.8～7.0メートル | 38.2メートル |

◎新潟県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 土口谷浜停車場線
- 2 供用開始の区間  
上越市大字西横山字前川原 269 番 1 から同市大字西横山字前川原 259 番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

◎新潟県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土口谷浜停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                     | 新旧の別 | 敷地の幅員       | 延 長      |
|-------------------------|------|-------------|----------|
| 上越市大字西横山字前川原 216 番 1 から | 新    | 7.5～8.8メートル | 33.5メートル |
| 同市大字西横山字前川原215番1まで      | 旧    | 7.5～8.3メートル | 33.5メートル |

◎新潟県告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 土口谷浜停車場線
- 2 供用開始の区間  
上越市大字西横山字前川原 216 番 1 から同市大字西横山字前川原 215 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土口谷浜停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                  | 新旧の別 | 敷地の幅員       | 延 長      |
|----------------------|------|-------------|----------|
| 上越市大字西山寺字上川原 413 番から | 新    | 6.0～8.8メートル | 33.8メートル |
| 同市大字西山寺字上川原295番 1 まで | 旧    | 6.0～7.1メートル | 33.8メートル |

## ◎新潟県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 土口谷浜停車場線
- 2 供用開始の区間  
上越市大字西山寺字上川原413番から同市大字西山寺字上川原295番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土口谷浜停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                  | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長      |
|----------------------|------|--------------|----------|
| 上越市大字西山寺字上川原 219 番から | 新    | 7.0～10.2メートル | 50.5メートル |
| 同市大字西山寺字前田93番 1 まで   |      |              |          |

|  |   |             |          |
|--|---|-------------|----------|
|  | 旧 | 6.5～8.0メートル | 50.5メートル |
|--|---|-------------|----------|

◎新潟県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 土口谷浜停車場線
- 2 供用開始の区間  
上越市大字西山寺字上川原 219 番から同市大字西山寺字前田 93 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

◎新潟県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土口谷浜停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                     | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員    | 延 長      |
|-------------------------|------|--------------|----------|
| 上越市大字高住字上川原 1031 番 1 から | 新    | 8.6～12.2メートル | 77.0メートル |
| 同市大字高住字上川原996番 1 まで     | 旧    | 8.6～10.6メートル | 77.0メートル |

◎新潟県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 土口谷浜停車場線
- 2 供用開始の区間  
上越市大字高住字上川原 1031 番 1 から同市高住字上川原 996 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

◎新潟県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菖蒲高原線

## 3 道路の区域

| 区 間                     | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員     | 延 長       |
|-------------------------|------|---------------|-----------|
| 上越市大島区菖蒲字柘沢 3382 番 6 から | 新    | 11.2～27.1メートル | 152.4メートル |
| 同市大島区菖蒲字柘沢3395番 1 まで    | 旧    | 9.2～20.0メートル  | 153.2メートル |

## ◎新潟県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 菖蒲高原線
- 2 供用開始の区間  
上越市大島区菖蒲字柘沢 3382 番 6 から同市大島区菖蒲字柘沢 3395 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小沢北条線
- 3 道路の区域

| 区 間                    | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員     | 延 長       |
|------------------------|------|---------------|-----------|
| 妙高市大字上馬場字下平 827 番 1 から | 新    | 10.0～53.2メートル | 702.3メートル |
| 同市大字上馬場字妻子ノリ714番 1 まで  | 旧    | 4.5～49.0メートル  | 707.0メートル |

## ◎新潟県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 上小沢北条線
- 2 供用開始の区間  
妙高市大字上馬場字下平827番 1 から同市大字上馬場字妻子ノリ714番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

## ◎新潟県告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越協野田新井線
- 3 道路の区域

| 区 間                 | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延 長     |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 上越市大手町字岡島 59 番 1 から | 新    | 23.7～31.4メートル | 9.1メートル |
| 同市大手町字岡島59番1まで      | 旧    | 23.7～24.3メートル | 9.1メートル |

#### ◎新潟県告示第526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上越協野田新井線
- 2 供用開始の区間  
上越市大手町字岡島59番1から同市大手町字岡島59番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

#### ◎新潟県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 橋立青海停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                      | 新旧の別 | 敷地の幅員         | 延 長       |
|--------------------------|------|---------------|-----------|
| 糸魚川市大字橋立字板ヶ峰 5104 番 6 から | 新    | 11.8～48.8メートル | 199.6メートル |
| 同市大字橋立字板ヶ峰5104番6まで       | 旧    | 7.8～15.8メートル  | 199.3メートル |

#### ◎新潟県告示第528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 橋立青海停車場線
- 2 供用開始の区間  
糸魚川市大字橋立字板ヶ峰5104番6から同市大字橋立字板ヶ峰5104番6まで

3 供用開始の期日 平成27年3月27日

◎新潟県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西中糸魚川線
- 3 道路の区域

| 区 間                                      | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長       |
|--|------|--------------|-----------|
| 糸魚川市大字頭山字不動前124番1から<br>同市大字頭山字不動前1558番まで | 新    | 7.3～30.2メートル | 283.6メートル |
|  | 旧    | 7.1～10.5メートル | 288.3メートル |

◎新潟県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 西中糸魚川線
- 2 供用開始の区間  
糸魚川市大字頭山字不動前124番1から同市大字頭山字不動前1558番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

◎新潟県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市二見279番7から同市二見94番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

◎新潟県告示第532号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月11日新潟県告示第285号）を次のとおり解除する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 長岡地域振興局管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|-------|---------------------|
|       |        |       |                     |

|      |             |         |      |
|------|-------------|---------|------|
| 川口地区 | 長岡市川口中山、東川口 | 次の図のとおり | 地すべり |
|------|-------------|---------|------|

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第533号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 村上地域振興局管内

| 区域の名称    | 区域の所在地   | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------|----------|---------|---------------------|
| 花立地区     | 村上市花立    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 花立(2)地区  | 村上市花立    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 田の沢川地区   | 村上市花立、貝附 | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 貝附1地区    | 村上市貝附    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 上貝附地区    | 村上市貝附    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 貝附2地区    | 村上市貝附    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 貝附(1)地区  | 村上市貝附    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 貝附(2)地区  | 村上市貝附    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 貝附(3)地区  | 村上市貝附    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 上江沢川地区   | 村上市貝附    | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 上江沢川2地区  | 村上市貝附    | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 黒坪川地区    | 村上市貝附、荒島 | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 貝附(1)地区  | 村上市貝附    | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 貝附(4)地区  | 村上市貝附    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 貝附(2)地区  | 村上市貝附    | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 貝附(3)地区  | 村上市貝附    | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 割山沢川地区   | 村上市荒島    | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 春木山大沢川地区 | 村上市荒島    | 次の図のとおり | 土石流                 |

|          |           |         |         |
|----------|-----------|---------|---------|
| 割山地区     | 村上市荒島     | 次の図のとおり | 土石流     |
| 梨木(1)地区  | 村上市梨木     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 梨木(2)地区  | 村上市梨木     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| ムジナ沢地区   | 村上市梨木     | 次の図のとおり | 土石流     |
| 志田平地区    | 村上市志田平、七湊 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 七湊西山地区   | 村上市七湊     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 七湊(1)地区  | 村上市七湊     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋(1)地区  | 村上市山屋     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 庵ノ入沢地区   | 村上市山屋     | 次の図のとおり | 土石流     |
| 鳥越沢地区    | 村上市山屋     | 次の図のとおり | 土石流     |
| 鳥越沢(2)地区 | 村上市山屋     | 次の図のとおり | 土石流     |
| 里本庄(1)地区 | 村上市里本庄    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮の沢地区    | 村上市里本庄    | 次の図のとおり | 土石流     |
| 飯岡地区     | 村上市飯岡     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 飯岡2地区    | 村上市飯岡     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 五十刈地区    | 村上市松沢     | 次の図のとおり | 土石流     |
| 家の下地区    | 村上市松沢     | 次の図のとおり | 土石流     |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 三条地域振興局管内

| 区域の名称  | 区域の所在地 | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------|--------|---------|---------------------|
| 国上Ⅱ地区  | 燕市国上   | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上ⅢⅡ地区 | 燕市国上   | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上ⅢⅢ地区 | 燕市国上   | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上ⅢⅣ地区 | 燕市国上   | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上ⅢⅤ地区 | 燕市国上   | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

|          |      |         |         |
|----------|------|---------|---------|
| 国上(1)地区  | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(2)地区  | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(3)地区  | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(4)地区  | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(5)地区  | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(6)地区  | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(7)地区  | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(8)地区  | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(9)地区  | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(10)地区 | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(11)地区 | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(12)地区 | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(13)地区 | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(14)地区 | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(15)地区 | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(16)地区 | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(17)地区 | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(18)地区 | 燕市国上 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤谷川地区    | 燕市国上 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 滝ノ入沢地区   | 燕市国上 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 孤穴沢地区    | 燕市国上 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 国上－1地区   | 燕市国上 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 国上－2地区   | 燕市国上 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 国上－3地区   | 燕市国上 | 次の図のとおり | 土石流     |

|         |                  |         |         |
|---------|------------------|---------|---------|
| 国上－4地区  | 燕市国上             | 次の図のとおり | 土石流     |
| 国上－5地区  | 燕市国上             | 次の図のとおり | 土石流     |
| 国上－6地区  | 燕市国上             | 次の図のとおり | 土石流     |
| 国上地区    | 燕市国上             | 次の図のとおり | 地すべり    |
| 藪田地区    | 燕市渡部<br>長岡市寺泊白岩  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 漆谷地区    | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部－1地区  | 燕市渡部<br>長岡市寺泊白岩  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部－2地区  | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部－3地区  | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部－4地区  | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上Ⅲ－1地区 | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部Ⅲ－2地区 | 燕市渡部<br>長岡市寺泊当新田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部Ⅲ－3地区 | 燕市渡部<br>長岡市寺泊当新田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部(1)地区 | 燕市渡部、国上          | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部(2)地区 | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部(3)地区 | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部(4)地区 | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部(5)地区 | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大河津右岸地区 | 燕市渡部<br>長岡市寺泊藪田  | 次の図のとおり | 地すべり    |
| 長辰(1)地区 | 燕市長辰             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長辰(2)地区 | 燕市長辰             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長辰(3)地区 | 燕市長辰             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長辰(4)地区 | 燕市長辰             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長辰(5)地区 | 燕市長辰             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|         |                       |         |         |
|---------|-----------------------|---------|---------|
| 長辰(6)地区 | 燕市長辰                  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上乙地区   | 燕市太田                  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 太田(1)地区 | 燕市太田                  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 太田(2)地区 | 燕市太田                  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 辰ノ口沢地区  | 燕市長辰                  | 次の図のとおり | 土石流     |
| 辰ノ口地区   | 燕市長辰<br>西蒲原郡弥彦村大字麓    | 次の図のとおり | 土石流     |
| 上の沢地区   | 燕市長辰<br>西蒲原郡弥彦村大字麓、境江 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 辰ノ口川地区  | 燕市長辰<br>西蒲原郡弥彦村大字麓    | 次の図のとおり | 土石流     |
| 稲荷屋の沢地区 | 燕市長辰                  | 次の図のとおり | 土石流     |
| 松沢地区    | 燕市長辰、国上               | 次の図のとおり | 土石流     |
| 裏の沢地区   | 燕市長辰、国上               | 次の図のとおり | 土石流     |
| 長辰－1地区  | 燕市長辰、国上               | 次の図のとおり | 土石流     |
| 道上地区    | 燕市真木山                 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 真木山－1地区 | 燕市真木山                 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 真木山－2地区 | 燕市真木山<br>長岡市寺泊当新田     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幕島Ⅲ－2地区 | 燕市幕島<br>長岡市寺泊当新田      | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幕島(1)地区 | 燕市幕島<br>長岡市寺泊当新田      | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幕島(2)地区 | 燕市幕島                  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 真木山－1地区 | 燕市真木山                 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 真木山－2地区 | 燕市真木山<br>長岡市寺泊当新田     | 次の図のとおり | 土石流     |
| 真木山－3地区 | 燕市真木山                 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 渡部地区    | 燕市幕島、真木山<br>長岡市寺泊当新田  | 次の図のとおり | 地すべり    |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 3 長岡地域振興局管内

| 区域の名称    | 区域の所在地    | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------|-----------|---------|---------------------|
| 寺野地区     | 長岡市山古志種苧原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 大谷地地区    | 長岡市山古志種苧原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 種苧原(1)地区 | 長岡市山古志種苧原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 種苧原(2)地区 | 長岡市山古志種苧原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 種苧原(3)地区 | 長岡市山古志種苧原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 種苧原(4)地区 | 長岡市山古志種苧原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 種苧原(5)地区 | 長岡市山古志種苧原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 種苧原(6)地区 | 長岡市山古志種苧原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 種苧原(7)地区 | 長岡市山古志種苧原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 種苧原(8)地区 | 長岡市山古志種苧原 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 城山地区     | 長岡市山古志種苧原 | 次の図のとおり | 地すべり                |
| 種苧原地区    | 長岡市山古志種苧原 | 次の図のとおり | 地すべり                |
| 屋内金地区    | 長岡市山古志種苧原 | 次の図のとおり | 地すべり                |
| 種苧原(2)地区 | 長岡市山古志種苧原 | 次の図のとおり | 地すべり                |
| 西谷(2)地区  | 長岡市西谷     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 寺尾地区     | 長岡市西谷     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西谷地区     | 長岡市西谷     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西谷(3)地区  | 長岡市西谷     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西谷(4)地区  | 長岡市西谷     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西谷(5)地区  | 長岡市西谷     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西谷(6)地区  | 長岡市西谷     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西谷(7)地区  | 長岡市西谷     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 入の沢川地区   | 長岡市西谷     | 次の図のとおり | 土石流                 |

|          |       |         |         |
|----------|-------|---------|---------|
| 入の沢川右溪地区 | 長岡市西谷 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 東谷(3)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山宿地区     | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 阿蔵平(2)地区 | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 阿蔵平(8)地区 | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山宿(5)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山宿(6)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(2)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒瀬(1)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒瀬(2)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒瀬(3)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(4)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(5)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(6)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(7)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(8)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(9)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(10)地区 | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(11)地区 | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(12)地区 | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(13)地区 | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 五十刈沢地区   | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 枳窪川地区    | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 東谷(1)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 土石流     |

|          |        |         |         |
|----------|--------|---------|---------|
| 東谷(3)地区  | 長岡市東谷  | 次の図のとおり | 土石流     |
| 東谷(4)地区  | 長岡市東谷  | 次の図のとおり | 土石流     |
| 東谷(5)地区  | 長岡市東谷  | 次の図のとおり | 土石流     |
| 蔵王川右支溪地区 | 長岡市東谷  | 次の図のとおり | 土石流     |
| 阿蔵平地区    | 長岡市東谷  | 次の図のとおり | 地すべり    |
| 石奈田地区    | 長岡市東谷  | 次の図のとおり | 地すべり    |
| 山宿地区     | 長岡市東谷  | 次の図のとおり | 地すべり    |
| 上山宿地区    | 長岡市東谷  | 次の図のとおり | 地すべり    |
| 小坂(5)地区  | 長岡市千谷沢 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 梅野俣(1)地区 | 長岡市梅野俣 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 梅野俣(2)地区 | 長岡市梅野俣 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 梅野俣(3)地区 | 長岡市梅野俣 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 林之沢地区    | 長岡市梅野俣 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 宮田沢地区    | 長岡市梅野俣 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 小宮田沢地区   | 長岡市梅野俣 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 梅野俣地区    | 長岡市梅野俣 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 二日町(1)地区 | 長岡市二日町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 二日町(2)地区 | 長岡市二日町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 二日町(3)地区 | 長岡市二日町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 二日町(4)地区 | 長岡市二日町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 二日町(5)地区 | 長岡市二日町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 阿弥陀寺沢地区  | 長岡市二日町 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 礪沢地区     | 長岡市二日町 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 二日町沢地区   | 長岡市二日町 | 次の図のとおり | 土石流     |

|          |             |         |         |
|----------|-------------|---------|---------|
| 無名沢地区    | 長岡市二日町      | 次の図のとおり | 土石流     |
| 二日町(2)地区 | 長岡市二日町      | 次の図のとおり | 土石流     |
| 二日町(1)地区 | 長岡市二日町      | 次の図のとおり | 土石流     |
| 中山地区     | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山南地区    | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 牛ヶ首地区    | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山北地区    | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹田地区     | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 野田(1)地区  | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 野田(2)地区  | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山(3)地区  | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山(4)地区  | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山(5)地区  | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山(6)地区  | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山(7)地区  | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山(8)地区  | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山(9)地区  | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹田(1)地区  | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹田(2)地区  | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堤尻沢地区    | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 土石流     |
| 菊ヶ沢地区    | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 土石流     |
| 川口地区     | 長岡市川口中山、東川口 | 次の図のとおり | 地すべり    |
| 牛ヶ首地区    | 長岡市川口中山     | 次の図のとおり | 地すべり    |
| 谷内川地区    | 小千谷市大字谷内    | 次の図のとおり | 土石流     |

|            |                      |         |         |
|------------|----------------------|---------|---------|
| 上片貝西地区     | 小千谷市大字上片貝            | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上片貝東地区     | 小千谷市大字上片貝            | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上片貝(1)地区   | 小千谷市大字上片貝            | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上片貝(2)地区   | 小千谷市大字上片貝            | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上片貝(3)地区   | 小千谷市大字上片貝            | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上片貝(4)地区   | 小千谷市大字上片貝            | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上片貝(5)地区   | 小千谷市大字上片貝            | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上片貝(6)地区   | 小千谷市大字上片貝            | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日尻沢地区      | 小千谷市大字上片貝            | 次の図のとおり | 土石流     |
| 鬼倉沢川地区     | 小千谷市大字上片貝            | 次の図のとおり | 土石流     |
| 鬼倉沢地区      | 小千谷市大字上片貝            | 次の図のとおり | 土石流     |
| 鬼倉沢左溪地区    | 小千谷市大字上片貝            | 次の図のとおり | 土石流     |
| 上片貝(H25)地区 | 小千谷市大字上片貝            | 次の図のとおり | 地すべり    |
| 藪田地区       | 燕市渡部<br>長岡市寺泊白岩      | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部Ⅰ地区      | 燕市渡部<br>長岡市寺泊白岩      | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部ⅢⅠ地区     | 燕市渡部<br>長岡市寺泊当新田     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部ⅢⅡ地区     | 燕市渡部<br>長岡市寺泊当新田     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幕島ⅢⅠ地区     | 燕市幕島<br>長岡市寺泊当新田     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 真木山Ⅰ地区     | 燕市真木山<br>長岡市寺泊当新田    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幕島(1)地区    | 燕市幕島<br>長岡市寺泊当新田     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 真木山Ⅱ地区     | 燕市真木山<br>長岡市寺泊当新田    | 次の図のとおり | 土石流     |
| 渡部地区       | 燕市幕島、真木山<br>長岡市寺泊当新田 | 次の図のとおり | 地すべり    |
| 大河津右岸地区    | 燕市渡部<br>長岡市寺泊藪田      | 次の図のとおり | 地すべり    |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 村上地域振興局管内

| 区域の名称    | 区域の所在地    | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------|-----------|--|---------------------|
| 花立地区     | 村上市花立     | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 田の沢川地区   | 村上市花立、貝附  | 次の図のとおり                                | 土石流                 |
| 貝附1地区    | 村上市貝附     | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 貝附2地区    | 村上市貝附     | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 貝附(1)地区  | 村上市貝附     | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 貝附(3)地区  | 村上市貝附     | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 上江沢川地区   | 村上市貝附     | 次の図のとおり                                | 土石流                 |
| 上江沢川2地区  | 村上市貝附     | 次の図のとおり                                | 土石流                 |
| 黒坪川地区    | 村上市貝附、荒島  | 次の図のとおり                                | 土石流                 |
| 貝附(4)地区  | 村上市貝附     | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 貝附(2)地区  | 村上市貝附     | 次の図のとおり                                | 土石流                 |
| 貝附(3)地区  | 村上市貝附     | 次の図のとおり                                | 土石流                 |
| 割山沢川地区   | 村上市荒島     | 次の図のとおり                                | 土石流                 |
| 春木山大沢川地区 | 村上市荒島     | 次の図のとおり                                | 土石流                 |
| 割山地区     | 村上市荒島     | 次の図のとおり                                | 土石流                 |
| 梨木(1)地区  | 村上市梨木     | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 志田平地区    | 村上市志田平、七湊 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 七湊西山地区   | 村上市七湊     | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 七湊(1)地区  | 村上市七湊     | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 山屋(1)地区  | 村上市山屋     | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |

|          |        |         |         |
|----------|--------|---------|---------|
| 鳥越沢地区    | 村上市山屋  | 次の図のとおり | 土石流     |
| 里本庄(1)地区 | 村上市里本庄 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 飯岡地区     | 村上市飯岡  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 飯岡2地区    | 村上市飯岡  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 家の下地区    | 村上市松沢  | 次の図のとおり | 土石流     |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 三条地域振興局管内

| 区域の名称    | 区域の所在地 | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------|--------|--|---------------------|
| 国上－2地区   | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上Ⅲ－2地区  | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上Ⅲ－3地区  | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上Ⅲ－4地区  | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上Ⅲ－5地区  | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上(1)地区  | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上(2)地区  | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上(3)地区  | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上(4)地区  | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上(5)地区  | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上(6)地区  | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上(7)地区  | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上(8)地区  | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上(9)地区  | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上(11)地区 | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 国上(13)地区 | 燕市国上   | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |

|          |                  |         |         |
|----------|------------------|---------|---------|
| 国上(14)地区 | 燕市国上             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(15)地区 | 燕市国上             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(16)地区 | 燕市国上             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(17)地区 | 燕市国上             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上(18)地区 | 燕市国上             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 滝ノ入沢川地区  | 燕市国上             | 次の図のとおり | 土石流     |
| 藪田地区     | 燕市渡部<br>長岡市寺泊白岩  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 漆谷地区     | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部－1地区   | 燕市渡部<br>長岡市寺泊白岩  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部－2地区   | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部－3地区   | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部－4地区   | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上Ⅲ－1地区  | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部Ⅲ－2地区  | 燕市渡部<br>長岡市寺泊当新田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部Ⅲ－3地区  | 燕市渡部<br>長岡市寺泊当新田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部(1)地区  | 燕市渡部、国上          | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部(2)地区  | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部(3)地区  | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部(4)地区  | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部(5)地区  | 燕市渡部             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長辰(1)地区  | 燕市長辰             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長辰(2)地区  | 燕市長辰             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長辰(3)地区  | 燕市長辰             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長辰(4)地区  | 燕市長辰             | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|         |                        |         |         |
|---------|------------------------|---------|---------|
| 長辰(5)地区 | 燕市長辰                   | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長辰(6)地区 | 燕市長辰                   | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 国上乙地区   | 燕市太田                   | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 太田(1)地区 | 燕市太田                   | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 太田(2)地区 | 燕市太田                   | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 辰ノ口地区   | 燕市長辰<br>西蒲原郡弥彦村大字麓     | 次の図のとおり | 土石流     |
| 上の沢地区   | 燕市長辰、西蒲原郡弥彦村<br>大字麓、境江 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 松沢地区    | 燕市長辰、国上                | 次の図のとおり | 土石流     |
| 長辰－1地区  | 燕市長辰、国上                | 次の図のとおり | 土石流     |
| 道上地区    | 燕市真木山                  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 真木山－1地区 | 燕市真木山                  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 真木山－2地区 | 燕市真木山<br>長岡市寺泊当新田      | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幕島Ⅲ－2地区 | 燕市幕島<br>長岡市寺泊当新田       | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幕島(1)地区 | 燕市幕島<br>長岡市寺泊当新田       | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幕島(2)地区 | 燕市幕島                   | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 3 長岡地域振興局管内

| 区域の名称    | 区域の所在地    | 区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------|-----------|--|---------------------|
| 種芋原(2)地区 | 長岡市山古志種芋原 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 種芋原(4)地区 | 長岡市山古志種芋原 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 種芋原(5)地区 | 長岡市山古志種芋原 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 種芋原(7)地区 | 長岡市山古志種芋原 | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 西谷(2)地区  | 長岡市西谷     | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |
| 寺尾地区     | 長岡市西谷     | 次の図のとおり                                | 急傾斜地の崩壊             |

|          |       |         |         |
|----------|-------|---------|---------|
| 西谷地区     | 長岡市西谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西谷(3)地区  | 長岡市西谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西谷(4)地区  | 長岡市西谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 入の沢川地区   | 長岡市西谷 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 東谷(3)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山宿地区     | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 阿蔵平(2)地区 | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 阿蔵平(8)地区 | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山宿(5)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山宿(6)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(2)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒瀬(1)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒瀬(2)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒瀬(3)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(4)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(7)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(8)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(9)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(10)地区 | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(11)地区 | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 東谷(12)地区 | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 五十刈沢地区   | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 東谷(1)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 東谷(4)地区  | 長岡市東谷 | 次の図のとおり | 土石流     |

|          |                 |         |         |
|----------|-----------------|---------|---------|
| 梅野俣(1)地区 | 長岡市梅野俣          | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 梅野俣(2)地区 | 長岡市梅野俣          | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 梅野俣(3)地区 | 長岡市梅野俣          | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小宮田沢地区   | 長岡市梅野俣          | 次の図のとおり | 土石流     |
| 二日町(1)地区 | 長岡市二日町          | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 二日町(2)地区 | 長岡市二日町          | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 二日町(3)地区 | 長岡市二日町          | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 二日町(4)地区 | 長岡市二日町          | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 二日町(5)地区 | 長岡市二日町          | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山南地区    | 長岡市川口中山         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 牛ヶ首地区    | 長岡市川口中山         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山北地区    | 長岡市川口中山         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 野田(2)地区  | 長岡市川口中山         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山(3)地区  | 長岡市川口中山         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山(4)地区  | 長岡市川口中山         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山(5)地区  | 長岡市川口中山         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山(8)地区  | 長岡市川口中山         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 竹田(2)地区  | 長岡市川口中山         | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 菊ヶ沢地区    | 長岡市川口中山         | 次の図のとおり | 土石流     |
| 谷内川地区    | 小千谷市大字谷内        | 次の図のとおり | 土石流     |
| 上片貝(1)地区 | 小千谷市大字上片貝       | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日尻沢地区    | 小千谷市大字上片貝       | 次の図のとおり | 土石流     |
| 鬼倉沢左溪地区  | 小千谷市大字上片貝       | 次の図のとおり | 土石流     |
| 藪田地区     | 燕市渡部<br>長岡市寺泊白岩 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|         |                   |         |         |
|---------|-------------------|---------|---------|
| 渡部Ⅰ地区   | 燕市渡部<br>長岡市寺泊白岩   | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部Ⅲ-2地区 | 燕市渡部<br>長岡市寺泊当新田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 渡部Ⅲ-3地区 | 燕市渡部<br>長岡市寺泊当新田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幕島Ⅲ-2地区 | 燕市幕島<br>長岡市寺泊当新田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 真木山-2地区 | 燕市真木山<br>長岡市寺泊当新田 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 幕島(1)地区 | 燕市幕島<br>長岡市寺泊当新田  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第535号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規定により、同条第3項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 日時

平成27年4月14日(火)午後2時00分から

#### 2 場所

五泉市村松乙118番地2

五泉市さくらんど会館 多目的ホール

#### 3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

#### 4 建築計画の概要

##### (1) 申請者の住所及び名称

五泉市太田1094番地1

五泉市長 伊藤 勝美

##### (2) 申請地

五泉市村松乙130-1 外2筆

##### (3) 主要用途

支所庁舎

##### (4) 構造・規模

鉄筋コンクリート造一部木造及び鉄骨造 地上4階建て

建築面積 1,936.17平方メートル

延べ面積 4,197.30平方メートル

### ◎新潟県告示第536号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 施行者の名称

村上市

#### 2 都市計画事業の種類及び名称

##### (1) 種類 村上都市計画下水道事業

(2) 名称 村上市公共下水道(村上処理区)

3 事業施行期間

昭和39年8月11日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和50年新潟県告示第1180号、昭和54年新潟県告示第2246号、昭和58年新潟県告示第84号、昭和58年新潟県告示第532号、昭和63年新潟県告示第901号、平成元年新潟県告示第988号、平成4年新潟県告示第522号、平成4年新潟県告示第523号、平成4年新潟県告示第557号、平成10年新潟県告示第612号、平成11年新潟県告示第472号、平成13年新潟県告示第102号、平成17年新潟県告示第1034号及び平成24年新潟県告示第460号の事業地のうち瀬波温泉1丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

村上市瀬波温泉1丁目地内

## 公 告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その31)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その31)の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年8月31日(月)

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成27年3月27日(金)から平成27年4月10日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成27年5月12日(火) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一

部債務不履行をした者でないこと。

- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成27年3月27日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成27年4月20日（月） 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

##### (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成27年4月24日（金） 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

##### (2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

##### (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その31）の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

##### (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

#### 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入

札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その31）の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

(2) Time and place of bidding:

LAN-System Servers and Software applications

10:00 a.m. May 12, 2015

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, contact:

Information Management Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

---

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その30）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その30）の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

---

- (3) 納入期限  
平成27年5月31日(日)
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
- (1) 交付期間 平成27年3月27日(金)から平成27年3月31日(火)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)
- (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成27年4月14日(火) 午前10時
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格  
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成27年3月27日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。)を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認  
本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。  
この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。
- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
- ア 提出期間 平成27年4月7日(火) 午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
- ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及び部数 入札説明書による。
- (2) 参加資格の確認結果の通知  
本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。
- ア 通知日時 平成27年4月10日(金) 午前10時から午後4時まで
- イ 通知場所 (1)イに定める場所
- 6 入札手続等
- (1) 入札の方法  
次のいずれかの方法によること。
- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)

に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その30)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その30)の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

---

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める規則(平成

---

7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年3月27日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量  
什器(待合椅子等) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県福祉保健部医務薬事課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成27年3月11日
- 6 落札者の氏名及び住所  
オフィス株式会社  
新潟県新潟市東区御新町2丁目848-22
- 7 落札価格  
44,901,000円
- 8 入札公告日  
平成27年2月13日
- 9 落札方法  
最低価格

### 選挙管理委員会告示

#### ◎新潟県選挙管理委員会告示第15号

平成27年4月12日執行予定の新潟県議会議員一般選挙において、新潟県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年新潟県条例第39号)第1条第1項の規定により設置されたポスター掲示場に、候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成27年3月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成27年4月3日

### 教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第1号

県立学校

新潟県立学校職員服務規程（平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月27日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員 <u>県立学校に勤務する一般職の職員をいう。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><b>第29条</b> (略)</p> <p><u>(臨時的に任用される職員の服務)</u></p> <p><b>第30条</b> <u>職員のうち、臨時的に任用される職員の服務については、別に定めるところによる。</u></p> <p><b>第31条</b> (略)</p> | <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員 <u>新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条に規定する職員のうち、県立学校に勤務する職員をいう。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><b>第29条</b> (略)</p> <p><b>第30条</b> (略)</p> |

◎新潟県教育委員会訓令第2号

県立学校

新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第11号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年 3月27日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、新潟県教育委員会事務委任規程(昭和36年新潟県教育長訓令第2号)第5条の2の規定により県立学校の校長(園長を含む。以下「校長」という。)が割り振るとされている県立学校に勤務する職員(以下「職員」という。)の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)及び勤務時間等(勤務時間及び休憩時間をいう。以下同じ。)の割振り等の基準に関し、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第3条第3項、第5項及び第5条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育職員 県立学校に勤務する<u>一般職の職員のうち校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、実習助手及び新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程(昭和50年新潟県教育委員会告示第10号)第3条第2号に規定する講師並びに次号に規定する臨時教育職員</u>をいう。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(教育職員の週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p><b>第4条</b> 教育職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>(以下「短時間勤務職員」とい</p> | <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、新潟県教育委員会事務委任規程(昭和36年新潟県教育長訓令第2号)第5条の2の規定により県立学校の校長(園長を含む。以下「校長」という。)が割り振るとされている県立学校に勤務する職員(以下「職員」という。)の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)及び勤務時間等(勤務時間及び休憩時間をいう。以下同じ。)の割振り等の基準に関し、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第3条第4項及び第5条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育職員 県立学校に勤務する<u>新潟県職員定数条例(昭和24年新潟県条例第36号)の適用を受ける校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、実習助手及び新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程(昭和50年新潟県教育委員会告示第10号)第3条第2号に規定する講師並びに次号に規定する臨時教職員</u>をいう。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(教育職員の週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p><b>第4条</b> 教育職員の週休日及び勤務時間の割振りについては、別に定めるものを除くほか日曜日及び土曜日を週休日とし、1日の勤務時間は7時間45</p> |

う。)を除く。)の週休日及び勤務時間の割振りについては、別に定めるものを除くほか日曜日及び土曜日を週休日とし、1日の勤務時間は7時間45分とする。

2 教育職員の短時間勤務職員の日曜日及び土曜日以外の週休日並びに1日の勤務時間は、教育長の承認を得て校長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、海洋高等学校漁業実習船海洋丸に乗船し、実習指導(8日以上のものに限る。)を行う教育職員については、航海中以外の期間についてまとめて週休日を定め、かつ、52週の期間につき勤務時間が1週間あたり38時間45分となるように週休日及び勤務時間の割振りを定めるものとする。

(教育職員の勤務時間の定め)

**第5条** 校長が行う1日の勤務時間等の割振りは、別に定めるものを除くほか、次の各号の定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 校長は、教育職員の短時間勤務職員の前条の規定による勤務時間を含む1日の勤務時間等については、教育長の承認を得て、割り振るものとする。

(教育職員以外の職員の週休日及び勤務時間の割振り)

**第9条** 教育職員以外の職員の週休日及び勤務時間の割振りについては、次に定める職員以外は、日曜日及び土曜日を週休日とし、1日の勤務時間は7時間45分とする。

なお、臨時的任用職員については、定数内職員の週休日及び勤務時間の割振りに準ずるものとする。

(1) (略)

(2) 短時間勤務職員 日曜日及び土曜日以外の週休日並びに1日の勤務時間は教育長の承認を得て、校長が定める。

(教育職員以外の職員の勤務時間)

**第10条** 校長は、教育職員以外の職員(短時間勤務職員を除く。)の前条の規定による勤務時間を含む1日の勤務時間等については、午前8時から午後5時30分までの間において、別に定めるものを除くほか、次の勤務時間等を標準として割り振るものとする。

勤務時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後零時15分まで及び午後1時から午後5時まで

休憩時間 月曜日から金曜日まで 午後零時15分から午後1時まで

分とする。

2 前項の規定にかかわらず、海洋高等学校漁業実習船海洋丸に乗船し、実習指導(8日以上のものに限る。)を行う教育職員については、航海中以外の期間についてまとめて週休日を定め、かつ、52週の期間につき勤務時間が1週間あたり38時間45分となるように週休日及び勤務時間の割振りを定めるものとする。

(教育職員の勤務時間の定め)

**第5条** 校長が行う1日の勤務時間等の割振りは、別に定めるものを除くほか、次の各号の定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(教育職員以外の職員の週休日及び勤務時間の割振り)

**第9条** 教育職員以外の職員の週休日及び勤務時間の割振りについては、次に定める職員以外は、日曜日及び土曜日を週休日とし、1日の勤務時間は7時間45分とする。

なお、臨時的任用職員については、定数内職員の週休日及び勤務時間の割振りに準ずるものとする。

(1) (略)

(教育職員以外の職員の勤務時間)

**第10条** 校長は、教育職員以外の職員の前条の規定による勤務時間を含む1日の勤務時間等については、午前8時から午後5時30分までの間において、別に定めるものを除くほか、次の勤務時間等を標準として割り振るものとする。

勤務時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後零時15分まで及び午後1時から午後5時まで

休憩時間 月曜日から金曜日まで 午後零時15分から午後1時まで

|  |                        |
|--|------------------------|
| <p>2 校長は、教育職員以外の短時間勤務職員の前条の規定による勤務時間を含む1日の勤務時間等については、午前8時から午後5時30分までの間において、教育長の承認を得て、割り振るものとする。</p> <p>(非常勤職員の週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p><b>第13条</b> 教育職員以外の職員のうち、非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)の週休日及び勤務時間の割振りについては、別に定めるところによる。</p> <p><b>第14条</b> (略)</p> | <p><b>第13条</b> (略)</p> |
|--|------------------------|

**新潟海区漁業調整委員会指示**

◎新潟海区漁業調整委員会指示第1号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は平成27年4月1日から平成29年3月31日までとする。

また、昭和51年9月28日に指示した新海調指示第4号及び昭和58年12月27日に指示した新海調指示第3号はこれを廃止する。

平成27年3月27日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、さけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

| 名 称   | 禁 止 区 域              | 禁 止 期 間  |
|-------|----------------------|--|
| 勝木川河口 | 河口中央より半径700メートル以内の海域 | さけにあつては10月1日から12月31日まで<br>ますにあつては3月1日から6月15日まで |
| 名立川河口 |                      |  |
| 能生川河口 |                      |  |
| 谷根川河口 | 河口中央より半径600メートル以内の海域 |  |
| 桑取川河口 |                      |  |
| 早川河口  | 河口中央より半径450メートル以内の海域 |  |

◎新潟海区漁業調整委員会指示第2号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は平成27年4月1日から平成29年3月31日までとする。

また、昭和51年9月28日に指示した新海調指示第3号はこれを廃止する。

平成27年3月27日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域(ただし、新潟県漁業調整規則(昭和39年新潟県規則第67号)第41条の規定に定める海域を除く。)においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間は、

さけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

| 名 称      | 禁 止 区 域                | 禁 止 期 間  |
|----------|------------------------|--|
| 大川河口     | 河口中央より半径1,000メートル以内の海域 | さけにあつては10月1日から12月31日まで<br>ますにあつては3月1日から6月15日まで |
| 荒川河口     | 河口中央より半径850メートル以内の海域   |  |
| 胎内川河口    | 河口中央より半径800メートル以内の海域   |  |
| 加治川分水路河口 | 河口中央より半径850メートル以内の海域   |  |
| 阿賀野川河口   | 河口中央より半径1,100メートル以内の海域 |  |
| 信濃川河口    | 河口中央より半径800メートル以内の海域   |  |
| 関屋分水路河口  | 河口中央より半径750メートル以内の海域   |  |
| 大河津分水路河口 | 河口中央より半径850メートル以内の海域   |  |
| 姫川河口     | 河口中央より半径800メートル以内の海域   |  |

### ◎新潟海区漁業調整委員会指示第3号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は平成27年4月1日から平成29年3月31日までとする。

また、昭和51年9月28日に指示した新海調指示第4号はこれを廃止する。

平成27年3月27日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であつて同表の中欄に掲げる区域（ただし、新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第41条の規定に定める海域を除く。）においては、同表の右欄に掲げる期間は、さし網漁業によりさけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

| 名 称   | 禁 止 区 域              | 禁 止 期 間  |
|-------|----------------------|--|
| 三面川河口 | 河口中央より半径850メートル以内の海域 | さけにあつては10月1日から12月31日まで<br>ますにあつては3月1日から6月15日まで |

## ◎新潟海区漁業調整委員会指示第4号

新潟海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

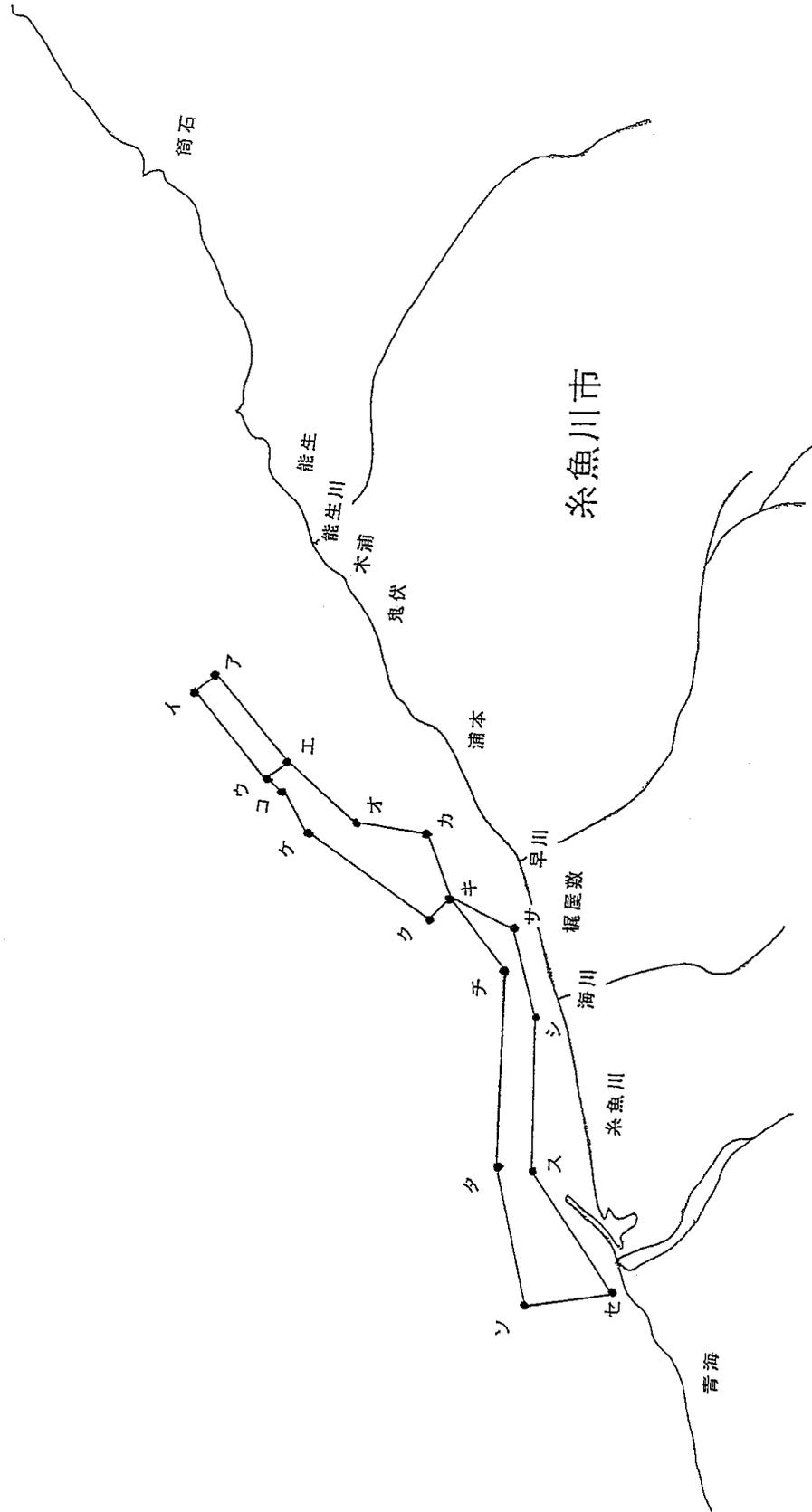
なお、この指示の有効期限は平成27年4月1日から平成29年3月31日までとする。

平成27年3月27日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

|        |   |
|--------|---|
| 1 禁止区域 | <p>(1) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(2) わかめ養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(3) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止(糸魚川市鬼伏沖)</p> <p>ア 北緯37度07.00分、東経137度57.07分の点</p> <p>イ 北緯37度07.21分、東経137度56.86分の点</p> <p>ウ 北緯37度06.37分、東経137度55.78分の点</p> <p>エ 北緯37度06.15分、東経137度55.97分の点</p> <p>(4) 次のウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びウの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止(糸魚川市浦本沖)</p> <p>ウ 北緯37度06.37分、東経137度55.78分の点</p> <p>エ 北緯37度06.15分、東経137度55.97分の点</p> <p>オ 北緯37度05.35分、東経137度55.24分の点</p> <p>カ 北緯37度04.58分、東経137度55.09分の点</p> <p>キ 北緯37度04.30分、東経137度54.28分の点</p> <p>ク 北緯37度04.53分、東経137度54.04分の点</p> <p>ケ 北緯37度05.89分、東経137度55.09分の点</p> <p>コ 北緯37度06.20分、東経137度55.61分の点</p> <p>(5) 次のキ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及びキの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止(糸魚川市早川から姫川沖)</p> <p>キ 北緯37度04.30分、東経137度54.28分の点</p> <p>サ 北緯37度03.62分、東経137度53.93分の点</p> <p>シ 北緯37度03.35分、東経137度52.84分の点</p> <p>ス 北緯37度03.37分、東経137度51.00分の点</p> <p>セ 北緯37度02.48分、東経137度49.63分の点</p> <p>ソ 北緯37度03.40分、東経137度49.46分の点</p> <p>タ 北緯37度03.73分、東経137度51.03分の点</p> <p>チ 北緯37度03.70分、東経137度53.39分の点</p> |
| 2 漁具制限 | <p>船釣りにおいては、まき餌かご、まき餌袋等によるまき餌使用は認めるが、直接海中に投じるまき餌を禁止</p>   |

上越地区 まき餌使用禁止区域



◎新潟海区漁業調整委員会指示第5号

新潟海区における底建網漁業について、漁業法（昭和24年第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり制

限する。

なお、この指示の有効期限は平成27年4月1日から平成29年3月31日までとする。

平成27年3月27日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

底建網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに新潟海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

1 操業の承認期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

2 操業の承認の海域

操業を認める海域は底建網漁業を営もうとする者が所属する漁業協同組合が有する共同漁業権漁場内とする。

3 承認をする漁具

水深27m以深に設置する袋状又は箱状の身網と袖状の手網を有し、漁具の固定方法が錨などで容易に移動できる構造の漁具とする。

4 承認対象者

操業する共同漁業権漁場を管理する漁業協同組合の同意を得た者

5 承認証の交付

委員会は、承認したときは別に定める底建網漁業操業承認証を交付する

6 承認の取り消し

委員会は、この指示に違反した承認者の承認を取消することができる。

7 操業の制限または条件

(1) 漁具の規模は、身網の周囲100メートル以内、身網の高さ6メートル以内及び手網の長さは75メートル以内とする。

(2) 使用する錨網の長さは、身網設置水深の2倍以内とする。

(3) 漁具の敷設中、当該漁具の身網敷設位置の水面上1.5メートル以上の高さに標旗(白色方50センチメートル)を立て、その標旗には漁業名、船名及び漁船登録番号を明記するとともに、夜間にあつては点滅灯を設置しなければならない。

(4) 設置できる漁具の統数は5ヶ統以内とする。

(5) 操業期間終了後30日以内に、別に定める漁獲成績報告書を海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

(6) 共同漁業権漁業を妨げてはならない。

(7) 船舶の航行を妨げてはならない。

8 漁具の検査

必要に応じて漁具の検査を行う。

---

◎新潟海区漁業調整委員会指示第6号

さざえ採捕の殻高制限について、昭和63年1月22日に指示した新海調指示第1号はこれを廃止する。

平成27年3月27日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

---

◎新潟海区漁業調整委員会指示第7号

遊漁船の届出について、昭和50年5月1日に指示した新海調指示第3号及び昭和51年4月30日に指示した新海調第1号はこれを廃止する。

平成27年3月27日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第1号

佐渡海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

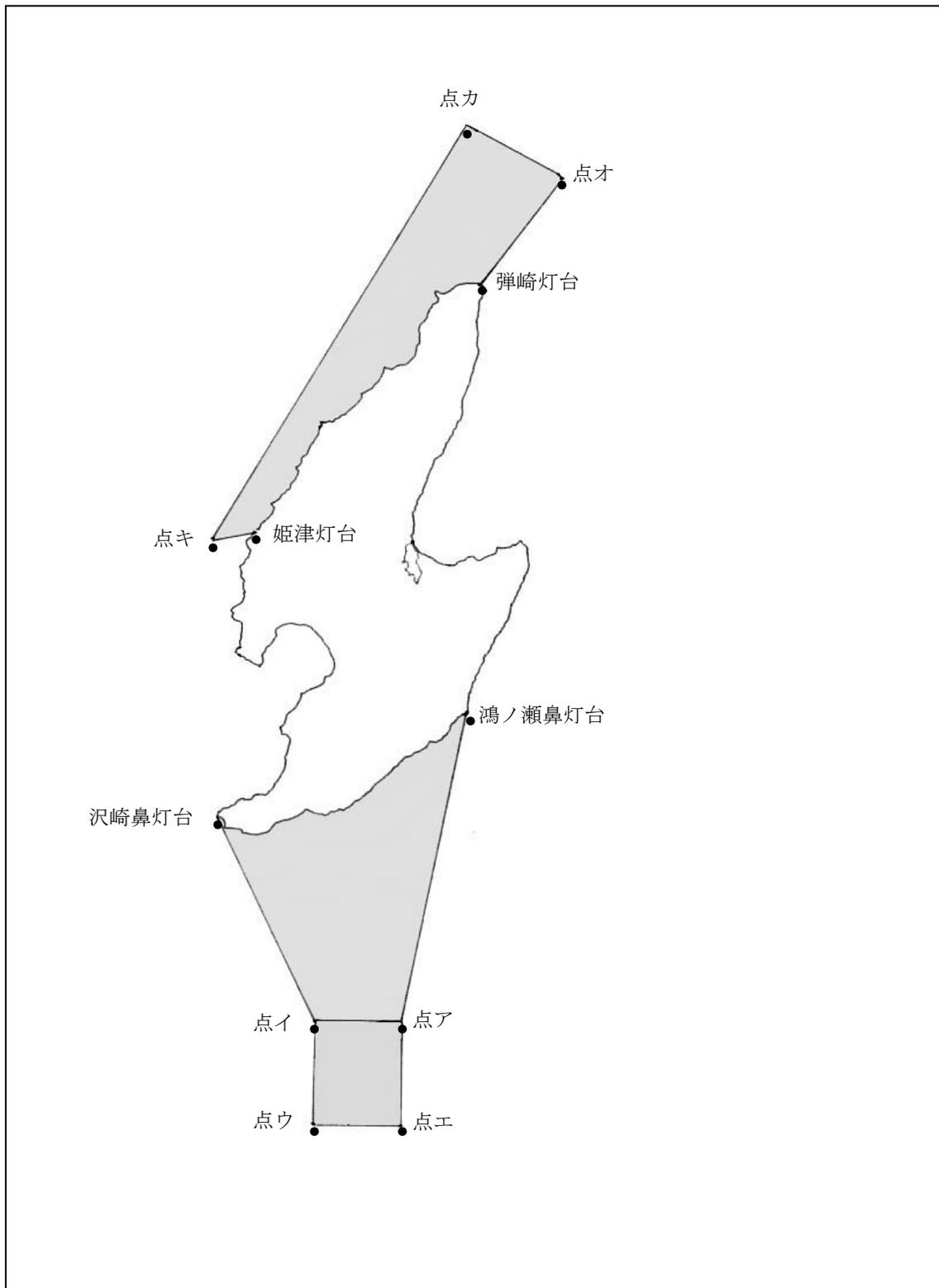
---

平成27年3月27日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎 眞澄

|        |  |
|--------|--|
| 1 禁止区域 | <p>(1) 加茂湖全域のまき餌使用禁止</p> <p>(2) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(3) わかめ養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(4) 魚介類の蓄養、養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(5) 下記範囲においては船釣りでのまき餌を禁止</p> <p>① 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>ウ 北緯37度31.18分、東経138度19.81分</p> <p>エ 北緯37度31.18分、東経138度25.81分</p> <p>② 佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点、次のア、イ、佐渡市沢崎鼻灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>③ 佐渡市弾崎灯台中心点、次のオ、カ、キ、佐渡市姫津灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>オ 北緯38度26分、東経138度37分</p> <p>カ 北緯38度29分、東経138度30分</p> <p>キ 北緯38度05分、東経138度12分</p> <p>(6) 共同漁業権佐共第5号（佐渡市姫津地先）内の船だまり内のまき餌使用禁止</p> |
| 2 漁具制限 | <p>(1) 船釣りにおいてはまき餌かご、まき餌袋等を使用することを認め（ただし禁止区域あり）、直接海中に投じるまき餌を禁止</p> <p>(2) 次の共同漁業権の区域においてはオキアミ以外のまき餌は禁止</p> <p>1) 佐共第5号（佐渡市姫津地先）</p> <p>2) 佐共第19号（佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蕨場地先）</p> <p>3) 佐共第37号（平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町地先）</p> <p>4) 佐共第38号（佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先）</p>   |

佐渡地区 船釣りでのまき餌使用禁止区域



佐渡地区 オキアミ以外のまき餌禁止区域



## ◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

佐渡海区における底建網漁業について、漁業法（昭和24年第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

平成27年3月27日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎 眞澄

底建網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに佐渡海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

## 1 操業の承認期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

## 2 操業の承認の海域

操業を認める海域は底建網漁業を営もうとする者が所属する漁業協同組合が有する共同漁業権漁場内とする。

## 3 承認をする漁具

水深27m以深に設置する袋状又は箱状の身網と袖状の手網を有し、漁具の固定方法が錨などで容易に移動できる構造の漁具とする。

## 4 承認対象者

操業する共同漁業権漁場を管理する漁業協同組合の同意を得た者

## 5 承認証の交付

委員会は、承認したときは別に定める底建網漁業操業承認証を交付する。

## 6 承認の取り消し

委員会は、この指示に違反した承認者の承認を取消することができる。

## 7 操業の制限または条件

(1) 漁具の規模は、身網の周囲100メートル以内、身網の高さ6メートル以内及び手網の長さは75メートル以内とする。

(2) 使用する錨網の長さは、身網設置水深の2倍以内とする。

(3) 漁具の敷設中、当該漁具の身網敷設位置の水面上1.5メートル以上の高さに標旗(白色方50センチメートル)を立て、その標旗には漁業名、船名及び漁船登録番号を明記するとともに、夜間にあつては点滅灯を設置しなければならない。

(4) 設置できる漁具の統数は5ヶ統以内とする。

(5) 操業期間終了後30日以内に、別に定める漁獲成績報告書を海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

(6) 共同漁業権漁業を妨げてはならない。

(7) 船舶の航行を妨げてはならない。

## 8 漁具の検査

必要に応じて漁具の検査を行う。

## ◎佐渡海区漁業調整委員会指示第3号

小規模増殖場における水産物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり禁止する。

なお、指示の有効期間は平成27年4月1日から平成29年3月31日までとする。

また、昭和61年4月11日に指示した佐海調指示第1号はこれを廃止する。

平成27年3月27日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎眞澄

## 1 禁止海域

次に掲げる点ア、イ、ウ、エの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域

点ア 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から217度30分(方位は「真方位」とする。以下同じ。)1,420メートルの点

点イ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から227度00分2,340メートルの点

点ウ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から268度50分2,765メートルの点

点エ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から272度00分1,695メートルの点

付記

1 この指示は、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

## ◎佐渡海区漁業調整委員会指示第4号

佐渡市姫津地先及び高千地先沖合海域に造成された大規模増殖場における「ヤリイカ」の幼稚仔保護育成を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、水産動植物の採捕について、次のとおり制限する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

なお、指示の有効期間は平成27年4月1日から平成29年3月31日までとする。

また、昭和64年1月6日に指示した佐海調指示第1号はこれを廃止する。

平成27年3月27日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎眞澄

## 1 禁止する行為

(1) 刺網を用いてする水産動植物の採捕（周年）

(2) ヤリイカ採捕を目的として4月1日から4月30日および1月1日から3月31日までに行う一切の行為

## 2 禁止海域

## (1) 姫津地先沖合海域

次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域

点ア 佐渡市北狄大崎灯台から260度00分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）、2,100メートルの点

点イ 佐渡市北狄大崎灯台から295度00分1,350メートルの点

点ウ 佐渡市北狄大崎灯台から318度30分2,000メートルの点

点エ 佐渡市北狄大崎灯台から349度30分2,450メートルの点

点オ 佐渡市北狄大崎灯台から14度00分2,180メートルの点

点カ 佐渡市北狄大崎灯台から339度30分1,290メートルの点

点キ 佐渡市北狄大崎灯台から308度30分470メートルの点

点ク 佐渡市北狄大崎灯台から241度30分1,350メートルの点

## (2) 高千地先沖合海域

次に掲げるケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タの各点を順次結んで、ケに至る各直線によって囲まれた海域

点ケ 佐渡市高千入崎灯台から244度30分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）、4,600メートルの点

点コ 佐渡市高千入崎灯台から249度00分3,300メートルの点

点サ 佐渡市高千入崎灯台から262度30分2,950メートルの点

点シ 佐渡市高千入崎灯台から284度00分2,200メートルの点

点ス 佐渡市高千入崎灯台から279度00分1,200メートルの点

点セ 佐渡市高千入崎灯台から250度00分2,100メートルの点

点ソ 佐渡市高千入崎灯台から233度30分2,650メートルの点

点タ 佐渡市高千入崎灯台から233度30分4,000メートルの点

## ◎佐渡海区漁業調整委員会指示第5号

さざえ採捕の殻高制限について、昭和61年4月11日に指示した佐海調第1号はこれを廃止する。

平成27年3月27日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎 眞澄

## ◎佐渡海区漁業調整委員会指示第6号

遊漁船の届出について、昭和51年5月1日に指示した佐海調指示第36号、昭和51年4月30日に指示した佐海調指示第37号及び昭和52年5月10日に指示した佐海調第40号はこれを廃止する。

平成27年3月27日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎 眞澄

正 誤

平成27年2月27日付け県報第16号本文において、新潟県病院局管理規程第13号を第1号とする。